

装官総第14959号
29.11.7
一部改正 装官総第17718号
令和2年12月24日
装官総第3365号
令和6年3月1日

防 衛 技 監
長 官 官 房 各 装 備 官
長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官 殿
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
長 官 官 房 艦 船 設 計 官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の職員が職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等
と接触した場合における記録の作成について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、防衛装備庁の職員が職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等と
接触した場合における記録の作成について（装官総第43号。27.10.
1）は廃止する。

添付書類：別紙

防衛装備庁の職員が職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触した場合における記録の作成

1 用語の定義

- (1) 「退職者」とは、防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する者をいう。
- (2) 「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人又は外国政府をいう。
- (3) 「業界関係者等」とは、次のアからオまでに掲げる事象のいずれかに該当する事業者等の役員（事業者等の代表権を有する役員及び一般役員をいう。）、従業員（役員以外の事業者等に使用される者をいう。）及び代理人並びに研究開発（調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。19. 8. 30。以下「次官通達」という。）別紙第2項第1号に規定する研究開発をいう。以下同じ。）又は機種選定等（次官通達別紙第2項第2号に規定する機種選定等をいう。以下同じ。）に関わる事業者等（外国政府を除く。）の所在する外国政府の職員であって、研究開発若しくは機種選定等に関し接触を求めてくる者又は必要な資料を入手するために接触する必要がある者をいう。
 - ア 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「細則」という。）第13条の規定に基づき作成する工事等（細則第6条第1項に規定する「工事等」をいう。以下同じ。）の契約に係る有資格者名簿及び物品等（細則第6条第1項に規定する「物品等」をいう。以下同じ。）の契約に係る参加資格者名簿に記載されている。
 - イ 現に工事等又は物品等に係る契約を締結している。
 - ウ イに掲げる事象に該当する事業者等の当該契約に係る下請負者又は業務の一部を再委託されている。
 - エ 積算事務において依頼により見積りを行った。
 - オ アからエまでに掲げる事象のほか、研究開発又は機種選定等において、提案を行っている、又は予定している（提案において下請負を予定することを含む。）。
- (4) 「接触」とは、前号アからオまでに掲げる事象に関し、職務上、業界関係者等と対面又は電気通信により意思連絡を行うことをいう。
- (5) 「課等」とは、内部部局においては課又はこれに準ずるもの、施設等機関においては各施設等機関をいう。

2 記録の作成

- (1) 対象者は全職員とする。

- (2) 職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触した職員は、次官通達別紙第4項第1号の例により課等の長に報告するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のアからコまでに掲げる接触については、前号の報告を要しない。
- ア 次官通達別紙第4項第1号及び調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（装管調第89号。27.10.1）第7項に規定する接触
 - イ 特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）が適用される接触
 - ウ 部外者からの不自然な働き掛けへの対応及び外国政府機関関係者等との接触要領について（防防調第15445号。23.12.26）が適用される接触
 - エ 事業者等の役員等の就任あいさつ及び年末年始等の儀礼上のあいさつに対応する接触
 - オ 複数の課等又は企業が参加するレセプション・意見交換会等における接触
 - カ 簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合の接触
 - キ 単なる配達又はカタログ品の納入の受領にとどまる接触
 - ク 研究開発又は機種選定等に直接関わらない役務の履行に伴う接触
 - ケ 審議会及び研究会等の委員等として委嘱を受けた者との当該委嘱に係る接触
 - コ 働きかけを受けていない対面以外での接触
- (4) 防衛装備庁長官、防衛技監、長官官房各装備官、長官官房審議官、各部長及び施設等機関の長に係る報告文書は、それぞれの庶務担当課等が管理する。

3 接触時の留意事項

- (1) 職員の職務上認められる接触は次号に掲げるとおりとし、業界関係者等と接触する場合は、次のアからエに掲げる行為をすることのないよう留意するものとする。
- ア 調達に係る積算価格、予定価格、他の事業者等の見積価格及び仕様書、運用要求書、要求性能書、提案要求書その他調達関係の業務に関連し作成される資料（以下「調達等業務関連資料」という。）であって公になっていないものなどの情報を漏えいすること。
 - イ 調達等業務関連資料に特定の事業者等しか受注できないこととなる趣旨の記述をすること。
 - ウ 調達等業務関連資料の作成の際に、特定の事業者等に偏った問合せをすること。
 - エ 事業者等の情報及び当事者間で作成した資料等を当該事業者等の許可なく、他の事業者等に伝達すること。

(2) 職務上認められる接触

- ア 仕様書及びその関係資料作成のために必要な事務に従事する場合
- イ 積算事務における見積りの内容確認及びこれに付随する事務に従事する場合
- ウ 入札・契約事務において事業者等との公告、入札心得等に記載された手続及びこれに付随する事務に従事する場合
- エ 契約書及びこれに付随するものに基づく契約相手方等との調整及びこれに付随する事務に従事する場合
- オ 工事等及び物品等の調達の実施に関する訓令、達又は通達類の規定に基づき接触する場合
- カ その他職務上必要と認められる場合として課等の長が認めた場合

(3) 接触の方法

職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合は、次官通達別紙第3項第4号の例により接触するものとする。

4 不適切な接触と認められた場合の措置

- (1) 第2項第2号による報告を受けた課等の長は、前項第1号アからエまでに掲げる行為を認めた場合又は同項第2号アからカまでに掲げる接触の場合以外の接触があったと判断した場合には、別紙様式により、速やかに防衛装備庁長官（長官官房総務官気付）に報告するとともに、その写しを長官官房監察監査・評価官に送付するものとする。
- (2) 前号の報告を行った課等の長は、速やかに、当該接触を行った職員に対する教育等の再発防止のための措置を講ずるものとする。

5 記録の保存

第2項第2号による報告文書は、当該接触のあった月の末日から1か月間保存するものとし、前項第1号に規定する別紙様式は、その作成年度の翌年度の4月1日から起算して1年間保存するものとする。

6 委任規定

この通達の実施に関し必要な事項は、長官官房審議官が定める。

別紙様式

〇〇〇第〇〇〇号

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛装備庁長官 殿
(長官官房総務官気付)

(課等の長)

〇〇〇〇〇〇

不適切な接触について (報告)

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 問題のあった接触の詳細：
- 2 今後の対応：

写送付先：長官官房監察監査・評価官